

経営管理課

1 財政健全化関係

本市においては、平成 17 年度の旧三木市及び旧吉川町の合併直後からの財政運営の結果が、ここ数年で、収支の赤字補填のための財政基金の取崩しが必要という形で表面化してきており、このままでは数年のうちに同基金が枯渇してしまうおそれがあるなど、財政健全化が必要な状況となっている。

本市が将来にわたりまちの活力を保ち続け、今後においても着実にまちづくりを進めるためには、何よりも持続可能な財政運営が不可欠であることに鑑み、本市が財政的にまだ体力のある今のうちから、財政健全化に向けた取組に着手することとした。

令和 3 年度においては、次に掲げる取組を行った。

(1) 市財政の現状の市民への周知

市財政の健全化に向けた市民の理解・機運を醸成するため、広報みきで市の財政状況の特集記事（全 4 回）を掲載した（令和 3 年 8 月号、10 月号、12 月号及び令和 4 年 3 月号）。

(2) 財政健全化に向けた取組

将来にわたる持続可能な財政基盤の確立に向け、事業の総点検を実施しながら、「三木市財政健全化方針」及び「三木市財政健全化計画」（案）を策定した。

時 期	内 容	備 考
令和 3 年 4 月～6 月	令和元年度及び令和 2 年度決算において収支の赤字補填のための基金の取崩しが必要となった市の財政構造などについて、過去からの決算状況の分析を行った。	
令和 3 年 5 月 24 日 31 日	財政健全化の取組に向けた職員説明会を開催（6 回）	
令和 3 年 7 月～ 令和 4 年 2 月	見直しが必要と考えられる事業の洗い出しを全庁で行い、事業ごとのワーキンググループ形式での事業所管課と経営管理課による事業の点検・議論を行い、見直し案について庁内で調整した。	
令和 3 年 9 月末	「三木市財政健全化方針」（案）を策定	「収入の確保」「支出の見直し」及び「将来を見据えた計画的な備え」の財政健全化の 3 つの基本方針を示した。
令和 3 年 10 月 26 日 28 日	「三木市財政健全化方針」（案）の職員説明会を開催（4 回）	
令和 3 年 11 月 27 日 28 日	「三木市財政健全化方針」（案）の住民説明会を開催（2 回）	27 日：市民活動センター 28 日：山田錦の館
令和 3 年 11 月末	「三木市財政健全化方針」を策定	住民説明会の開催などの手続を経て、最終的な方針を策定
令和 4 年 3 月末	「三木市財政健全化計画」（案）を策定	個別事業の見直しの実行計画となる「三木市財政健全化実施プログラム」を取りまとめた。

2 事務改善関係

10年、20年、30年先の行政運営を見据え、業務の効率化に向けた全庁的な事務改善のマネジメントに着手した。

時期	内容	備考
令和3年10月25日	コニカミノルタ株式会社と「行政事務の効率化及び生産性向上に関する連携協定」を締結	協定期間は令和4年9月30日まで
令和3年11月26日	業務改善の研修（機運醸成）を兼ねた業務量調査の職員説明会を開催（2回）	
令和3年12月～ 令和4年2月	全庁の業務量調査を実施	

3 公共施設マネジメント関係

人口減少や少子・高齢化が進み、厳しい財政状況が見込まれる中、老朽化が進む公共施設が今後一斉に更新時期を迎え、維持・更新等にかかる財政負担の増大が懸念される。

こうした状況を踏まえ、限られた財源の中で将来にわたり質の高い市民サービスを提供するため、平成28年度に公共施設等（公共建築物及びインフラ施設）の総合かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した「三木市公共施設等総合管理計画」を策定した。

また、令和2年度には個別施設の再配置に係る今後の方向性及び対策の実施方針を示した「三木市公共施設再配置方針」及び同方針に基づく個別施設ごとの長寿命化や複合化などの再配置対策、実施時期及び想定事業費を示した実行計画となる「三木市公共施設再配置計画」を策定し、人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の適正規模・適正配置を推進している。

令和3年度においては、次に掲げる「三木市公共施設白書」及び「三木市公共施設等総合管理計画（令和3年度改訂版）」を策定した。

(1) 三木市公共施設白書

ア 目的 公共施設の現状を「量（ストック）」「管理運営経費（コスト）」及び「利用状況（サービス）」の3つの視点から捉え、公共施設の情報を「見える化」した。

イ 対象施設 210施設

(2) 三木市公共施設等総合管理計画（令和3年度改訂版）

ア 改訂経緯 平成28年度に「三木市公共施設等総合管理計画」を策定したが、国から同計画の不断の見直し・充実等及び令和3年度中に見直しが求められたことに併せ、「三木市公共施設再配置方針」及び「三木市公共施設再配置計画」のほか、施設所管課が策定又は改訂した個別施設計画等の内容を反映させた。

イ 計画期間 平成29年度から令和41年度までの43年間

ウ 対象物 公共建築物及びインフラ施設